

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
故寛仁親王墓宮建第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目1番2号	本工事は、寛仁親王殿下の葬去に伴い、御墓を整備する故寛仁親王墓宮建第1回工事からの継続的工事である。 御墓の整備は、宮家の意向等を反映した平成24年度工事の設計意図を十分理解した上での施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、平成24年度工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。 （会計法第29条の3第4項）	55,261,500	55,125,000	99.8%	—				
寛仁親王邸御書斎改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年5月7日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	本工事は、寛仁親王邸の私室棟御書斎を御書斎に改修し、現在権舎として改装している御書斎を元通りに復旧する工事である。 寛仁親王邸の改修に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、寛仁親王邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、寛仁親王邸の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	7,245,000	7,245,000	100%	—				
宮殿吸収式冷凍機改修ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年5月22日	新日本空調株式会社 東京都中央区日本橋浜町二丁目3番1号	本工事は、宮殿各機械室に宮殿設備管制所より供給している冷水系統への自動制御弁を取り付け、定流量で流れている冷水に変流量を起し、省エネ化を図る工事である。 本工事は、宮殿冷房空調システムと一体の改修工事であり、現在施工中の吸収式冷凍機の省エネを行う上での最適運転調整を目的とする工事であること及び、現在施工中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が管理的に必要と判断される。また、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも現在施工中の者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 （会計法第29条の3第4項）	17,871,000	17,850,000	99.9%	—				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者 数	
常陸宮邸自動制御設備改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年5月23日	アズビル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	本工事は、常陸宮邸の空調設備を始めとする機械設備の運転を適切に制御し、運転状態の監視及び記録の保存を行う中央監視装置の改修と空調機周辺自動制御機器の一部を改修する工事であり、既設自動制御設備の大部分は再使用する。 本工事では、既設機器と新設機器において、製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料や改修後の状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。 従って、当該設備を製造した者以外に施工させた場合、既設機器と新設機器の最適な調整や試運転において当該設備全体が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる可能性がある。 アズビル株式会社は、当該自動制御設備の製造者であると共に設置工事を施工した者であり、当該設備に関わる機器の製造・販売・施工・修理工事を行い、当該自動制御設備を熟知した唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	9,250,500	9,240,000	99.9%	-				
新浜鴨場諸施設整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年5月24日	松鶴建設株式会社東京支社 東京都港区浜松町二丁目13番14号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	379,260,000	379,050,000	99.9%	-				
那須御用邸附属邸屋根改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月6日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	146,790,000	146,475,000	99.8%	-				
那須御用邸園地管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月12日	株式会社本田工務店 栃木県那須郡那須町大字湯本204	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	（非公表）	10,290,000	-	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿豊明殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月13日	鹿島建設株式会社東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	本工事は、宮殿豊明殿ブラインドシャッター改修、食器洗浄室グリーストラップ防水改修、厨房設備機器更新を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建築物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建築界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工の際は、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って施工し、竣工したものである。 鹿島建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	17,461,500	17,325,000	99.2%	—				
新浜鴨場諸施設整備工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月28日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号	本業務は、新浜鴨場諸施設整備工事の工事監理業務であり、平成22年度にプロポーザル方式により選定された株式会社日建設計による実施設計業務（新浜鴨場諸施設整備工事に伴う設計業務）の内容を踏まえて実施するものである。 従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要がある、実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。 上記設計者は、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	10,731,000	10,710,000	99.8%	—				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
京都御所杉戸絵他修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年6月28日	一般社団法人天野山文化遺産研究所 大阪府河内長野市天野町9 9 7 番地	<p>本件は、京都御所等各御殿に残存する杉戸絵等の保存修理を行うことを目的とする。</p> <p>京都御所等各御殿の杉戸絵等は、安政度及び慶応度造営時（一部寛政度造営時のものを含む）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものである。</p> <p>これらの杉戸絵等は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化的価値の非常に高い杉戸絵等の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置することが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている一般社団法人天野山文化遺産研究所を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、一般社団法人天野山文化遺産研究所が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）</p>	(非公表)	9,784,005	—	—				
京都御所障壁画修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年7月5日	(株)松村泰山堂 京都市北区小山西大野町5 1 番地3	<p>京都御所等各御殿の障壁画は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は1,750面を越える。</p> <p>これらの障壁画は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置することが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。（会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号）</p>	(非公表)	9,555,000	—	—				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿ほか自動制御設備改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月9日	アズビル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	本工事は、宮殿及び御所各建物の空調設備を始めとする機械設備の運転を、適切に制御して運転状態の監視を行う自動制御設備及び空調機周辺自動制御機器の改修を行う工事である。 本工事では、既設機器と新設機器とを製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料や改修後に状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。 従って、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、既設機器と新設機器の最適な調整や試運転において当該設備全体が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。さらには、故障の際の責任範囲が不明確になる恐れが生じる。 アズビル株式会社は、当該自動制御設備の製造者であると共に設置工事を施工した者で、当該設備に関わる機器の製造・販売・施工・修理工事を行い、当該自動制御設備を熟知した唯一の会社であるため。 （会計法第29条の3第4項）	136,290,000	135,975,000	99.8%	-				
宮殿長和殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月11日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	本工事は、宮殿中車寄ほか階段手摺新設、宮殿長和殿天井裂地補修、宮殿長和殿自動ドア修繕を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（隈大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、藤竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 清水建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時より施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	7,594,650	7,560,000	99.5%	-				

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月16日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、御所厨房の床の修繕、建具の塗装、障子の張替、網戸の増設、書庫の棚板の製作、庭石及び排水系統の清掃等を目的とした工事である。 当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	8,111,250	8,106,000	99.9%	-				
東宮御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月18日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	本工事は、東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。 本工事に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に關し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	3,260,250	3,255,000	99.8%	-				
常陸宮邸小形吸収冷温水機分解整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月22日	テクノ矢崎株式会社 東京都品川区南品川二丁目2番10号	本工事は、常陸宮邸階に設置されているセントラル空調の熱源機器における小形吸収冷温水機の一部部品を取り替え、大部分を再利用する修理工事である。 本工事では、修理工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、製造時の技術資料や状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必要である。 従って、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、試運転における最適な調整や当該機器が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。 テクノ矢崎株式会社は、当該機器を製造した矢崎総業株式会社の系列会社であり、独自のデータや知識を共有していると共に、当該機器を熟知する唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	2,534,700	2,258,550	89.1%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者 数	
修学院離宮景観林整備工事に伴う調査設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年7月25日	(株)環境総合テクノス 大阪市中央区安土町1丁目3番5号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	2,709,000	2,677,500	98.8%	-				
秋篠宮邸仮事務所設置電気設備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年8月6日	株式会社アキテム 東京都目黒区東山1丁目1番2号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	11,445,000	11,445,000	100%	-				
皇居東地区樹木管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年8月7日	株式会社アカネ 東京都港区芝公園一丁目2番10号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	4,830,000	-	-				
宮殿庭園樹木管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年8月19日	株式会社苑友造園 東京都多摩市貝取一丁目1番地5	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	4,725,000	-	-				
京都大宮御所御殿棟耐震補強工事に伴う実施設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年8月30日	一般財団法人 建築研究協会 京都市左京区田中関田町4-3番地	本業務は、建設後約150年が経過した、伝統的木造建築物である御殿の耐震補強工事に伴う実施設計を行うもので、この業務を行うにあたっては、伝統的木造建築物の修理設計及び構造解析について十分に熟知するとともに、豊富な経験を有している必要があり、かつ、短期間で業務遂行が求められる。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、伝統的木造建築物の修理設計及び構造解析の実績を有する一般財団法人 建築研究協会を契約の相手方とする契約手続きを行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、一般財団法人 建築研究協会が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 (会計法第29条の3第4項及び予算法第102条の4第3号)	17,415,300	17,325,000	99.5%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
御所直流電源装置復旧工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年9月24日	株式会社G S ユアサ東京支社 東京都港区芝公園1-7-13	本工事は、御所の非常用照明用直流電源装置の応急復旧及び改修を行う工事である。 改修においては、既存の蓄電池盤が再利用できることから、それ以外の構成機器類・整流装置盤を更新する必要があるが、既存設備と新設設備とは密接不可分の関係にあることから、それぞれの機器の製造・施工者が異なる場合、瑕疵担保責任の所在を含め著しい支障が生ずる可能性がある。 株式会社G S ユアサ（新営当時の社名は、日本電池株式会社）は当該装置を御所新営時に施工した会社であり、当該装置の内容を熟知しており、短期間、かつ、確実に施工できる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	9,716,700	9,345,000	96.2%	-				
武蔵陵墓地保全対策林相整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年9月25日	株式会社東緑化 東京都八王子市犬目町1077-6	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	（非公表）	4,200,000	-	-				
宮殿電力貯蔵設備ほか整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年10月30日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	109,620,000	109,200,000	99.6%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宇都墓墳瑩護岸その他整備計画に伴う予備設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年10月30日	(株)インテコ 奈良市三条本町1番86-4号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	1,081,500	1,050,000	97.1%	—				
御所空調機修理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月12日	新晃工業株式会社東京支社 東京都中央区日本橋浜町2丁目5番7号	本工事は、新晃工業株式会社が製造した、御所室内の温度・湿度を調整している空調機の送風にかかる中心的な部分の部品の取替え工事であるため、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、かつ、製造時の技術資料や状況に応じた試運転が可能となる詳細なデータを保有する製造者による施工が必須である。 （会計法第29条の3第4項）	4,473,000	4,410,000	98.6%	—				
豊島岡墓地ほか保全対策林相整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月13日	株式会社木林 東京都渋谷区東二丁目24番6号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	6,099,450	6,090,000	99.8%	—				
三笠宮邸食品庫ほか改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月13日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	三笠宮邸の改修に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、三笠宮邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、三笠宮邸の施設に精通し、今回の工事条件等に関して安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	4,957,050	4,956,000	100%	—				

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿表御座所保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月22日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	株式会社大林組は、本工事の対象範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	14,511,000	14,175,000	97.7%	-				
宮殿ほかエレベーター整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月22日	株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町二丁目10番地	株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社で、唯一エレベーターの保守及び工事部門を担当し、メーカー独自のデータや知識を共有し、本件に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	2,998,275	2,940,000	98.1%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
京都大宮御所参観者休所棟ほか整備工事に伴う設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年11月22日	株式会社 コガ建築設計室 京都市南区吉祥院前田町3 0	本業務は、設計者のこれまでの経験の蓄積に基づく専門家としてのノウハウが、求める設計成果を実現する上での絶対条件となることから、設計者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によるものとした。 宮内庁京都事務所コンサルタント選定委員会において、技術提案書の提出者を選定し、提出された技術提案書を総合評価した結果、株式会社 コガ建築設計室に特定された。 （会計法第29条の3第4項）	12,614,400	12,528,000	99.3%	—				
鳥戸野陵法枠中詰石落石予防覆網改修その他工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年11月29日	株式会社 野村造園土木 京都市右京区嵯峨大沢柳井手町2 6 - 6	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	3,297,000	3,255,000	98.7%	—				
那須御用邸保全対策緑地林相整備第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年12月6日	株式会社本田工務店 栃木県那須郡那須町大字湯本2 0 4	平成25年10月16日の台風26号の影響により、那須御用邸内の樹木に折損、幹折れ倒木の被害が発生した。現状においては、那須御用邸御成道路沿いほか、県道那須高原線及び湯本漆塚線沿い樹木の樹上に多数の折損枝が残っており、今後の風雪や降雪により道路上に落下して新たな被害を生じさせる恐れがある。また、第1回工事と本工事の施工区域は重複しており、当該被害樹木を未処理のままにしておく、第1回工事の施工内容である樹木伐採や下草の剪定等が実行できず、第1回工事の施工に支障をきたすことから、緊急で作業を行う必要がある。 株式会社本田工務店は、第1回工事の請負会社であり、作業効率の点を鑑みて設計意図及び現場状況等を熟知しており、迅速な対応が可能な会社であるため。 （会計法第29条の3第4項）	（非公表）	3,045,000	—	—				
桂離宮参集所便所その他改修工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年12月20日	(株)京成建設 京都市西京区大原野上里鳥見町1 8 番地の2	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	16,359,000	16,275,000	99.5%	—				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
桃山陵墓地ほか枯損木処理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年12月20日	(株)水田造園緑地 京都市山科区音羽八ノ坪8番地の2 2	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	14,658,000	14,280,000	97.4%	－				
皇居西地区緑地保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年12月25日	武蔵野造園土木株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目7番26号 309	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	6,825,000	－	－				
皇居東御苑本丸休憩所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年12月25日	株式会社田島工務店 東京都世田谷区弦巻3-26-4	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	8,818,950	8,767,500	99.4%	－				
桃山陵墓地ほか林相整備工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年12月26日	川勝量寿 京都市北区鷹峯土井町4 1	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	9,893,100	9,870,000	99.8%	－				
宇度墓林相整備工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年1月10日	(有)関東光樹園 大阪府阪南市箱の浦1-2 2	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	12,820,500	12,705,000	99.1%	－				
宮内庁庁舎各所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年1月15日	株式会社田島工務店 東京都世田谷区弦巻3-26-4	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	3,411,450	3,360,000	98.5%	－				
宮内庁庁舎照明制御装置改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年1月17日	株式会社菊池電気 東京都練馬区田柄1丁目10番27号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	13,881,000	13,650,000	98.3%	－				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
秋篠宮邸事務室等改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年1月27日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	秋篠宮邸の改修に当たっては、工事箇所と既存部分との意匠の整合性ととも に、御留守中や公的行事の合間等の限ら れた時間内に調査及び施工を完了するこ とを求められ、確実に完了させるため には、納まり及び形状等を熟知した者に施 工させる必要がある。 清水建設株式会社は、秋篠宮邸におい て、過去に大規模改修工事や増築工事を 実施していることから、秋篠宮邸の施設 や今回の工事条件等に関して安全かつ確 実に実施することができる唯一の業者で あるため。 （会計法第29条の3第4項）	28,833,000	28,560,000	99.1%	-				
明治天皇陵参拝者便所新築その他周辺整備 工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年1月30日	(株)京成建設 京都市西京区大原野上里鳥見町18番 地の2	入札を実施したが、落札者となるべき者 がいなかったため。（会計法第29条の3 第5項、予算決算及び会計令第99条の 2）	15,897,000	15,855,000	99.7%	-				
巨大陵墓墳塋護岸整備計画に伴う基本検討 業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年2月3日	五洋設計(株) 奈良県奈良市大宮町六丁目3番7号	入札を実施したが、落札者となるべき者 がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条の2）	2,163,000	2,100,000	97.1%	-				